

令和7年6月13日（金曜日）午前9時 開議

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（12名）

1 番	江 上 裕 子 君	2 番	中 川 泰 一 君
3 番	水 野 忠 宗 君	4 番	渡 辺 保 彦 君
5 番	小 宅 宏 君	6 番	_____
7 番	山 田 成 利 君	8 番	広 瀬 隆 博 君
9 番	乾 豊 君	10 番	若 山 隆 史 君
11 番	藤 墳 理 君	12 番	中 村 ひとみ 君
13 番	富 田 栄 次 君		

欠席議員（なし）

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	早 野 博 文 君	副 町 長	藤 塚 康 孝 君
総務課長	藤 塚 正 博 君	企画調整課長	小 森 俊 宏 君
税務課長	桐 山 裕 次 君	健康福祉課長	酒 井 明 美 君
子育て推進課長	吉 野 敬 子 君	住 民 課 長	岡 野 文 紀 君
建設課長	藤 江 和 明 君	都市計画課長	衣 斐 浩 一 君
産業課長	小 竹 武 志 君	上下水道課長	川 瀬 桂 一郎 君
会計管理者兼会計課長	多 賀 靖 君	消防主任	三 輪 学 君
教育長	和 田 満 君	教育次長兼学校教育課長	小 川 裕 司 君
生涯学習課長	桑 原 和 弘 君		

3 職務のため出席した事務局職員

事務局長	高 木 智 司	書記	石 川 敦 詞
書記	説 田 藍 海		

4 議事日程

- 日程第1 議第44号 令和7年度垂井町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第2 議第45号 令和7年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第3 議第46号 令和7年度垂井町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第4 議第47号 垂井町報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議第48号 令和7年度垂井町一般会計補正予算（第3号）

日程第6 請願第1号 再審法改正を求める意見書を国に提出することについての請願

日程第7 議会議案第4号 再審法改正を求める意見書について

日程第8 議員派遣の件

## 5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前 9 時 00 分 開議

○議長（広瀬隆博君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員には、垂井町議会会議規則第106条の規定により、5番 小宅宏議員、7番 山田成利議員を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付いたしておりますので、これより議事日程に入ります。

---

日程第1 議第44号 令和7年度垂井町一般会計補正予算（第2号）

---

○議長（広瀬隆博君） 日程第1、議第44号 令和7年度垂井町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第44号 令和7年度垂井町一般会計補正予算（第2号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第2 議第45号 令和7年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

---

○議長（広瀬隆博君） 日程第2、議第45号 令和7年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第45号 令和7年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第3 議第46号 令和7年度垂井町下水道事業会計補正予算（第1号）

---

○議長（広瀬隆博君） 日程第3、議第46号 令和7年度垂井町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

第1日目の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第46号 令和7年度垂井町下水道事業会計補正予算（第1号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第4 議第47号 垂井町報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正について

---

○議長（広瀬隆博君） 日程第4、議第47号 垂井町報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

早野博文町長。

[町長 早野博文君登壇]

○町長（早野博文君） 議第47号 垂井町報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正について、提案理由を御説明申し上げます。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律の公布に伴い、投票管理者等の報酬単価を引き上げるため、所要の改正を行うものでございます。

細部につきましては、総務課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同を賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） 藤塚正博総務課長。

[総務課長 藤塚正博君登壇]

○総務課長（藤塚正博君） ただいま上程をされました議第47号 垂井町報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正について演壇にて補足説明をさせていただきます。

議案書並びに新旧対照表につきまして御覧いただきますようお願ひいたします。

最初に、改正の趣旨でございます。

こちらは令和7年6月4日に国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律が公布をされ、選挙事務に従事をする地方公共団体委託費における報酬単価額が改定をされました。そのため、本条例につきまして所要の改正を行うものでございます。

それでは、改正内容につきまして御説明申し上げます。

本条例第1条関係別表のうち、第4号のア、投票所の投票管理者につきましては、日額1万2,800円から1万4,500円に、イの期日前投票所の投票管理者につきましては、日額1万1,300円から1万2,800円に、第4号の2の開票管理者及び第5号、選挙長につきましては、1回1万800円から1万2,200円に、第6号のア、投票所の投票立会人については、日額1万900円から1万2,400円に、イの期日前投票所の投票立会人については、日額9,600円から1万900円に、ウの開票立会人及び選挙立会人については、1回8,900円から1万100円にそれぞれ改めるものでございます。

附則でございます。

この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、議第47号の補足説明とさせていただきます。何とぞ御理解いただきますとともに、御審議の上、御賛同を賜りますようお願ひ申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） これより質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第47号 垂井町報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第5 議第48号 令和7年度垂井町一般会計補正予算（第3号）

---

○議長（広瀬隆博君） 日程第5、議第48号 令和7年度垂井町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

早野博文町長。

[町長 早野博文君登壇]

○町長（早野博文君） 議第48号 令和7年度垂井町一般会計補正予算（第3号）について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ86万9,000円を追加いたしまして、予算総額を107億418万円といたすものでございます。

補正いたしますものは、総務費では参議院議員通常選挙に係ります投票管理者等の報酬及びポスター掲示場設置等に係ります委託料につきまして、増額の措置を行いました。

なお、財源につきましては、県支出金の増額の措置を行った次第でございます。

以上、細部につきましては総務課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） 藤塚正博総務課長。

[総務課長 藤塚正博君登壇]

○総務課長（藤塚正博君） ただいま上程をされました議第48号 令和7年度垂井町一般会計補正予算（第3号）につきまして、演壇にて補足説明をさせていただきます。

議案書、第1条でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ86万9,000円を追加をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ107億418万円といたすものでございます。

歳入歳出補正予算事項別明細書は、6ページ、歳出から説明をさせていただきます。

款2総務費、項4選挙費、目4参議院議員選挙費でございます。先ほど議第47号でございますが、条例改正報酬単価額の条例改正に伴いまして、令和7年度当初予算でお認めをいただい

ております参議院議員通常選挙に係る予算額に不足が生じることとなりましたので、報酬につきまして14万7,000円の増額を、また岐阜県選挙管理委員会から参議院議員通常選挙に係るボスター掲示場の区画数を8区画から12区画に変更する旨の通知がございましたので、委託料で72万2,000円の増額をそれぞれお願ひをするものでございます。財源につきましては、全額県支出金が交付をされる見込みでございます。

続きまして、前のページ、5ページ、歳入について御説明を申し上げます。

款15県支出金、項3委託金、目1総務費委託金でございます。参議院議員選挙委託金といたしまして、86万9,000円の増額をお願いをいたすものでございます。

7ページには、給与費明細書を添付させていただいておりますので、後ほどお目通しを賜りたいと存じます。

以上、補足説明とさせていただきます。何とぞ御理解を賜りますとともに、御審議の上、御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第48号 令和7年度垂井町一般会計補正予算（第3号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第6 請願第1号 再審法改正を求める意見書を国に提出することについての請願

---

○議長（広瀬隆博君） 日程第6、請願第1号 再審法改正を求める意見書を国に提出することについての請願を議題といたします。

本請願については、総務産業建設委員会の審査が終了いたしておりますので、これより委員長の報告を求めます。

総務産業建設委員長 富田栄次議員。

〔総務産業建設委員長 富田栄次君登壇〕

○総務産業建設委員長（富田栄次君） ただいま議題となりました請願第1号 再審法改正を求める意見書を国に提出することについての請願について、総務産業建設委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本請願は、今定例会第1日の会議において、本委員会に付託された後、6月6日に委員会を開催し、請願の趣旨及び請願事項について慎重に審査をいたしました。採決の結果、本委員会といたしましては、本請願の願意は妥当であり、採択すべきものと決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（広瀬隆博君） これより委員長報告に対する質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これをもって委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本請願に対する委員長の報告は、これを採択すべきものとなっております。

お諮りいたします。

請願第1号 再審法改正を求める意見書を国に提出することについての請願は、これを採択することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって、本請願は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

---

日程第7 議会議案第4号 再審法改正を求める意見書について

---

○議長（広瀬隆博君） 日程第7、議会議案第4号 再審法改正を求める意見書についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

総務産業建設委員長 富田栄次議員。

[総務産業建設委員長 富田栄次君登壇]

○総務産業建設委員長（富田栄次君） 議会議案第4号 再審法改正を求める意見書について説明いたします。

冤罪は、国家による最大の人権侵害の一つであります。人権国家を標榜する我が国にとってはもちろん、住民が冤罪被害に遭う可能性がある地方自治体にとっても、冤罪の防止や冤罪被害の救済は重要な課題といえます。

冤罪被害を救済するための制度としては「再審」があります。しかし、その手続を定めた法律（刑事訴訟法第四編「再審」）には、再審請求手続の審理の在り方に関する規定がほとんどなく、裁判所の広範な裁量に委ねられています。このように、言わば「再審のルール」が存在しない状態となっているため、再審請求手続の審理の進め方は、事件を担当する裁判所によってまちまちとなっており、再審請求手続の審理の適正さが制度的に担保されず、公平性も損なわれています。

その中でも、とりわけ再審における証拠開示の問題は重要であります。過去の多くの冤罪事件では、捜査機関の手元にある証拠が再審段階で初めて明らかになって、その中にあった有罪に疑義を生じさせる証拠が冤罪被害を救済するための大きな原動力となっています。したがって、冤罪被害を救済するためには、捜査機関の手元にある証拠を利用できるよう、これを開示させる仕組みが必要不可欠であります。しかし、現行法にはそのことを定めた明文の規定が存在せず、証拠開示がなされる制度的保障はありません。そのため、裁判所や検察官の対応いかんで、証拠開示の範囲に大きな差が生じているのが実情であって、このような格差を是正するためには、証拠開示のルールを定めた法律が制定されなければなりません。

しかも、再審開始決定がなされても、検察官がこれに不服申立を行う事例が相次いでおり、冤罪被害の速やかな救済が妨げられています。しかし、再審開始決定は、裁判をやり直すことを決定するにとどまり、有罪・無罪の判断は再審公判において行うことが予定されており、そこでは検察官にも有罪立証をする機会が与えられています。したがって、再審開始決定がなされたのであれば、速やかに再審公判に移行すべきであって、再審開始決定という、言わば中間的な判断に対して検察官の不服申立を認めるべきではありません。

よって、冤罪被害を一刻も早く救済するためには、以下のとおり再審法を速やかに改正すべきであります。

1. 捜査機関が保管する全ての証拠を開示すること。
2. 再審開始決定に対する検察官の不服申立を禁止すること。
3. 以上のほか、冤罪被害の救済に資するように再審請求手続の審理の在り方に関する規定を整備すること。

以上でございます。よろしく御審議の上、御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） これより質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議会議案第4号 再審法改正を求める意見書については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第8 議員派遣の件

---

○議長（広瀬隆博君） 日程第8、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本件は、お手元に配付いたしましたとおり、派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は、お手元に配付いたしましたとおり、派遣することを決定しました。

お諮りいたします。

ただいま決定されました議員派遣の件について、変更を要する場合には議長一任といたしたが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議長に一任することに決定しました。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。よって、本日の会議を閉じ、これをもって令和7年第3回垂井町議会定例会を閉会いたします。

午前9時25分 閉会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

令和　　年　　月　　日

垂井町議会議長　　広瀬　　隆博

会議録署名議員　　小宅　　宏

会議録署名議員　　山田　　成利